

第9節 騒音・振動，悪臭等の防止

1 騒音の現状と対策

(1) 現状

騒音は，その物理的性質から，生活環境に影響を及ぼす範囲はかなり限定されており，また，直接に人の健康を損なうことは極めてまれであるという性格から，多少の「うるささ」，「やかましさ」は黙認される傾向にありました。

しかし，住宅と工場の混在が激しくなり，高速道が四方に拡がり，新幹線が走り，大型航空機が空をかけるようになって，市民生活は，工場騒音，建設作業騒音，交通騒音その他各種の騒音に取り囲まれるようになり，騒音は，公害問題の一つとして，国が積極的な対策を打ち立て，規制を加えるべきものと位置付けされました。

現在，騒音については，環境基本法に基づき，生活環境を保全し，人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」，「航空機騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」について定められており，また，騒音規制法に基づき，「特定工場等から発生する騒音」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音」などについて規制がなされています。

本県においては，平成24年3月末現在で「騒音に係る環境基準」については19市8町の地域において，「航空機騒音に係る環境基準」については鹿児島空港及び鹿屋飛行場周辺の2市の地域において，「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」については沿線5市の地域において類型指定を行っています。

また，騒音規制法に基づく「特定工場等から発生する騒音」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音」などの規制については，県内全市町村のほぼ全域において，規制する地域の指定及び規制基準の設定がなされています。

さらに，県公害防止条例により，特定施設の騒音や飲食店等の深夜営業騒音・拡声機騒音等について規制を行っています。（資料編10－(11)(12)(13)）

① 環境基準の達成状況

平成23年度の騒音測定結果は，図3－38，表3－86のとおりです。

一般地域（道路に面する地域以外の地域）については，4市において測定がなされ，2つの時間帯（昼間・夜間）とも環境基準を達成していた測定地点は全測定地点の84.4%，いずれかの時間帯で環境基準を達成しなかった地点は9.4%で，二つの時間帯とも環境基準を達成していなかった地点は6.3%でした。

また，道路に面する地域については，道路端から50m以内で環境基準を達成していた戸数の割合は，県が騒音を測定した地域内の全戸数のうち，二つの時間帯とも達成していたのは96.8%，昼間達成していたのは98.8%，夜間達成していたのは96.8%でした。

平成23年度に実施した鹿児島空港及び鹿屋飛行場周辺の航空機騒音の調査結果は，表3－87，表3－88のとおり，全調査地点が環境基準を達成していました。

（資料編10－(3)(4)）

平成23年度に実施した九州新幹線の新幹線鉄道騒音の調査結果は，表3－89，表3－90のとおりで，達成率は93.3%（14/15地点達成）でした。また，新幹線鉄道振動の調査結果は表3－91のとおりで，全ての地点が「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」の指針値以下でした。（資料編10－(5)(6)）

図3-38 騒音測定結果（平成23年度）

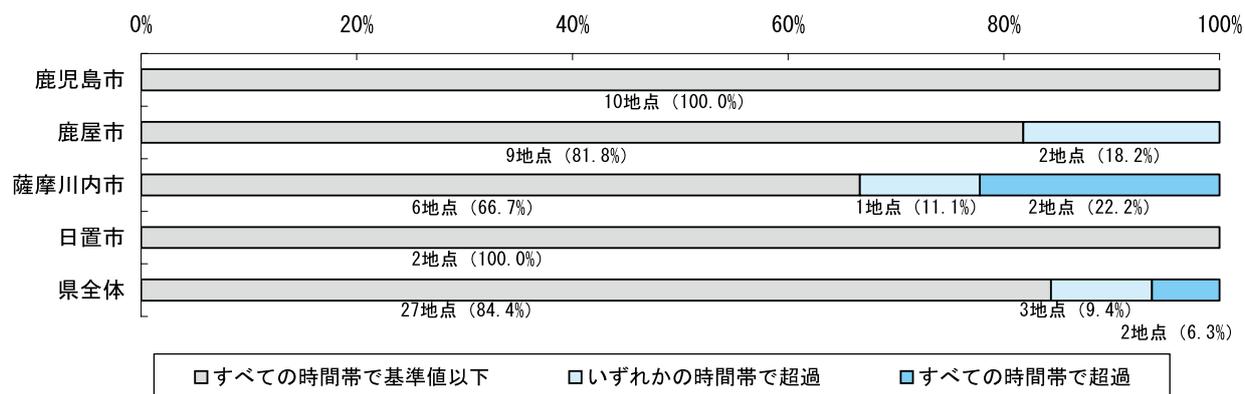


表3-86 騒音測定結果
道路に面する地域（平成23年度自動車騒音常時監視結果）

<県実施分>

道路		評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)					
				住居等戸数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数 (戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数 (戸)	昼夜	昼間	夜間
別道の路内種別	高速自動車国道	2.8	1	379	100.0% (379)	100.0% (379)	100.0% (379)	171	100.0% (171)	100.0% (171)	100.0% (171)	208	100.0% (208)	100.0% (208)	100.0% (208)
	一般国道	21.1	10	4,284	96.1% (4,115)	98.5% (4,220)	96.1% (4,117)	2,575	62.0% (1,597)	65.9% (1,696)	62.0% (1,597)	3,671	68.6% (2,518)	68.8% (2,524)	68.6% (2,520)
	県道	4.4	3	539	100.0% (539)	100.0% (539)	100.0% (539)	199	100.0% (199)	100.0% (199)	100.0% (199)	340	100.0% (340)	100.0% (340)	100.0% (340)
	4車線以上の市町村道	0.0	0	0	- (0)	- (0)	- (0)	0	- (0)	- (0)	- (0)	0	- (0)	- (0)	- (0)
合計		28.3	14	5,202	96.8% (5,033)	98.8% (5,138)	96.8% (5,035)	2,945	66.8% (1,967)	70.2% (2,066)	66.8% (1,967)	4,219	72.7% (3,066)	72.8% (3,072)	72.7% (3,068)

<鹿児島市実施分>

道路		評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)					
				住居等戸数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数 (戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数 (戸)	昼夜	昼間	夜間
別道の路内種別	高速自動車国道	17.0	11	956	93.9% (898)	96.7% (924)	94.5% (903)	318	97.5% (310)	97.8% (311)	97.5% (310)	638	92.2% (588)	96.1% (613)	92.9% (593)
	一般国道	101.6	65	12,643	92.1% (11,642)	93.6% (11,834)	92.2% (11,654)	5,364	91.3% (4,896)	92.5% (4,960)	91.3% (4,896)	7,279	92.7% (6,746)	94.4% (6,874)	92.8% (6,758)
	県道	258.7	142	23,550	81.5% (19,190)	86.1% (20,286)	82.7% (19,465)	9,873	82.1% (8,105)	83.9% (8,287)	83.2% (8,218)	13,677	81.0% (11,085)	87.7% (11,999)	82.2% (11,247)
	4車線以上の市町村道	20.7	21	12,158	97.7% (11,879)	98.4% (11,969)	97.9% (11,897)	5,721	98.7% (5,644)	98.9% (5,656)	98.7% (5,647)	6,437	96.9% (6,235)	98.1% (6,313)	97.1% (6,250)
合計		398.0	239	49,307	88.4% (43,609)	91.3% (45,013)	89.1% (43,919)	21,276	89.1% (18,955)	90.3% (19,214)	89.6% (19,071)	28,031	88.0% (24,654)	92.0% (25,799)	88.6% (24,848)

<県全体>

道路		評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)					
				住居等戸数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数 (戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数 (戸)	昼夜	昼間	夜間
別道の路内種別	高速自動車国道	19.8	12	1,335	95.7% (1,277)	97.6% (1,303)	96.0% (1,282)	489	98.4% (481)	98.6% (482)	98.4% (481)	846	94.1% (796)	97.0% (821)	94.7% (801)
	一般国道	122.7	75	16,927	93.1% (15,757)	94.8% (16,054)	93.2% (15,771)	7,939	81.8% (6,493)	83.8% (6,656)	81.8% (6,493)	10,950	84.6% (9,264)	85.8% (9,398)	84.7% (9,278)
	県道	263.1	145	24,089	81.9% (19,729)	86.5% (20,825)	83.0% (20,004)	10,072	82.4% (8,304)	84.3% (8,486)	83.6% (8,417)	14,017	81.5% (11,425)	88.0% (12,339)	82.7% (11,587)
	4車線以上の市町村道	20.7	21	12,158	97.7% (11,879)	98.4% (11,969)	97.9% (11,897)	5,721	98.7% (5,644)	98.9% (5,656)	98.7% (5,647)	6,437	96.9% (6,235)	98.1% (6,313)	97.1% (6,250)
合計		426.3	253	54,509	89.2% (48,642)	92.0% (50,151)	89.8% (48,954)	24,221	86.4% (20,922)	87.9% (21,280)	86.9% (21,038)	32,250	86.0% (27,720)	89.5% (28,871)	86.6% (27,916)

注) 2行になっている欄は、上段が割合、下段が戸数

表3-87 鹿児島空港航空機騒音調査結果（平成23年度）

（単位：WECPNL）

番号	測定地点	類型(基準)	測定値(年平均)
①	霧島市溝辺町麓2877-10	Ⅱ (75以下)	73
②	霧島市溝辺町麓1031-2	Ⅰ (70以下)	66
③	霧島市溝辺町崎森2998-1	Ⅰ (70以下)	59
④	霧島市隼人町西光寺2407-1	Ⅱ (75以下)	65
⑤	霧島市隼人町内1670-1	Ⅱ (75以下)	66
⑥	霧島市隼人町西光寺3000	Ⅱ (75以下)	67

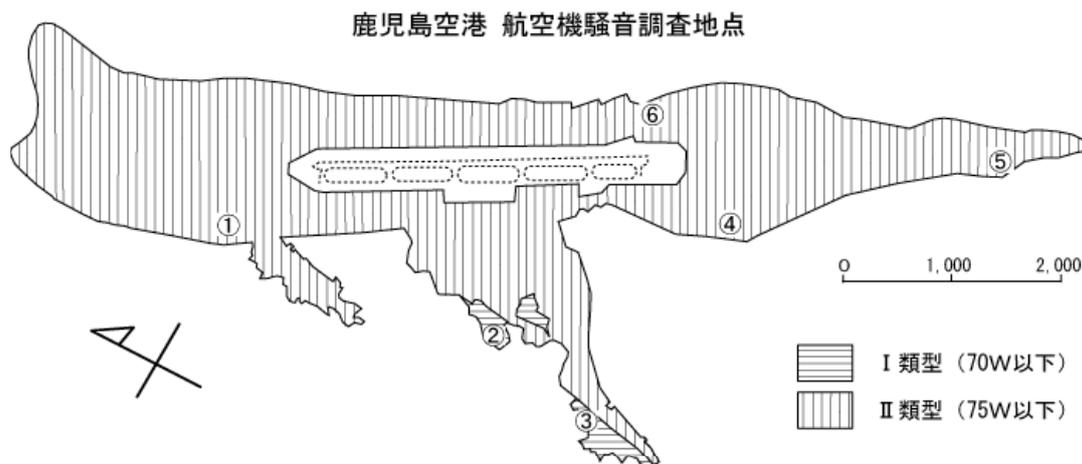


表3-88 鹿屋飛行場航空機騒音調査結果（平成23年度）

（単位：WECPNL）

番号	測定地点	類型(基準)	測定値(年平均)
①	鹿屋市寿7-499-55	Ⅰ (70以下)	63
②	鹿屋市西原2-420	Ⅰ (70以下)	53
③	鹿屋市札元1-24-3	Ⅰ (70以下)	60
④	鹿屋市川東6982	Ⅱ (75以下)	70
⑤	鹿屋市野里2464-2	Ⅱ (75以下)	60
⑥	鹿屋市新栄町649	Ⅱ (75以下)	65

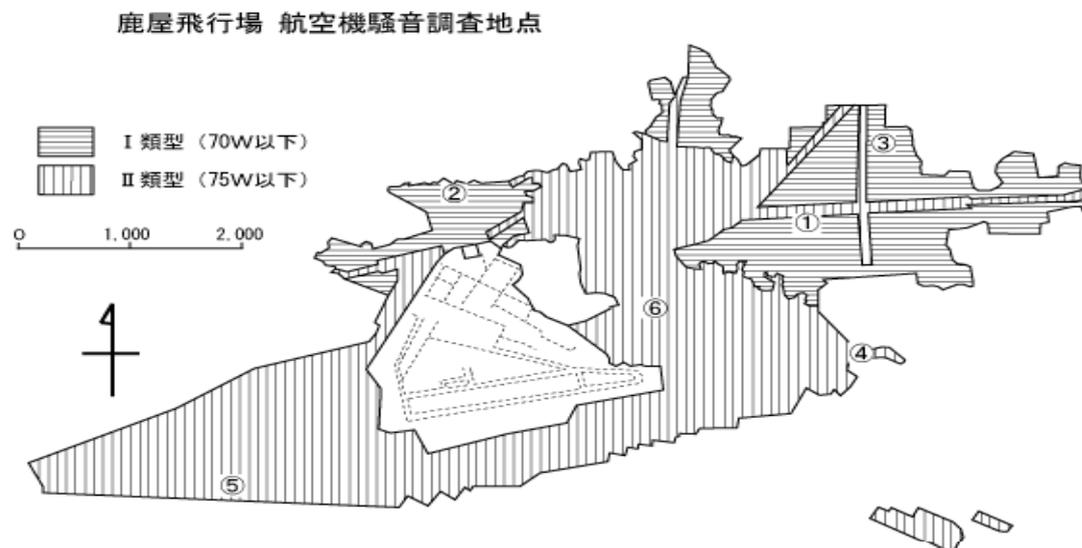


表 3-89 新幹線鉄道（九州新幹線）騒音調査結果（平成23年度）（単位：dB）

番号	測定地点	類型(基準)	測定値
①	出水市美原町	I (70以下)	66
②	出水市麓町	I (70以下)	68
③	出水市武本	I (70以下)	67
④	薩摩川内市城上町	I (70以下)	69
⑤	薩摩川内市高城町	I (70以下)	70
⑥	薩摩川内市中郷町	II (75以下)	70
⑦	薩摩川内市平佐町	I (70以下)	63
⑧	薩摩川内市宮崎町	I (70以下)	70
⑨	いちき串木野市冠岳	I ()	70
⑩	日置市東市来町養母	I (70以下)	70
⑪	日置市伊集院町下神殿	I (70以下)	70
⑫	日置市伊集院町郡	I (70以下)	67
⑬	日置市伊集院町土橋	I (70以下)	68
⑭	鹿児島市田上八丁目	I (70以下)	66
⑮	鹿児島市武二丁目	I (70以下)	72

表 3-90 新幹線鉄道（九州新幹線）騒音環境基準達成状況（平成23年度）

類型	測定地点数	環境基準達成地点数	達成率 (%)
I	14	13	92.8
II	1	1	100.0
計	15	14	93.3

表 3-91 新幹線鉄道（九州新幹線）振動調査結果（平成23年度）（単位：dB）

番号	測定地点	指針値	測定値
①	薩摩川内市宮崎町	70以下	57
②	鹿児島市武岡一丁目	70以下	55
③	鹿児島市武二丁目	70以下	50

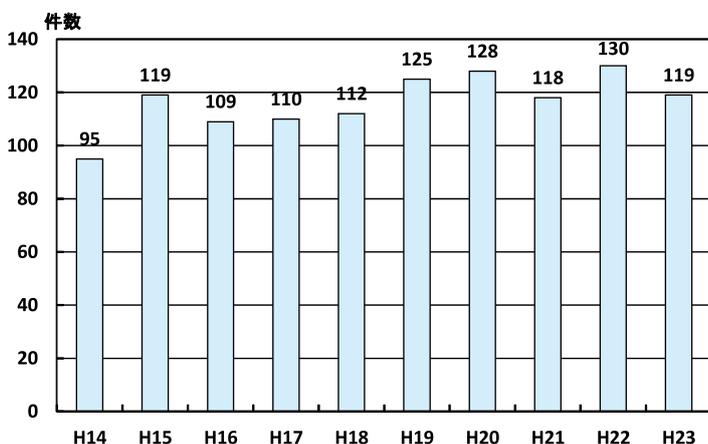
② 騒音に係る苦情の状況

騒音は、各種公害の中でも、日常生活に密着した問題であり、発生源も多種多様であることから、苦情も多岐にわたっています。

苦情件数の推移は、図 3-39のとおりです。平成23年度の苦情件数は119件です。発生源別では、工事・建設作業に係る苦情の割合が高く、騒音苦情全体の41%（49件）を占めています。（図 3-40）

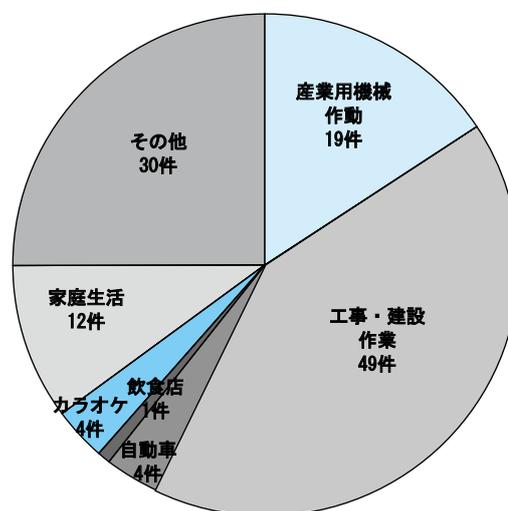
市町村別の苦情件数は、全て市部で占めており、特に鹿児島市は人口の集中度、住居の密集度を反映して、全体の61%（72件）を占めています。

図 3-39 騒音の苦情件数の推移



資料：公害等調整委員会 公害苦情調査

図 3-40 騒音の発生源別苦情件数



(2) 対策

騒音規制法や県公害防止条例に基づく規制基準を遵守するよう指導を行い、関係機関や市町村と密接な連携を図り、各種対策を総合的に推進していくことが必要です。

① 騒音規制法による規制

騒音規制法では、工場・事業場における事業活動に伴う騒音及び建設作業に伴う騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音の限度（許容限度・要請限度）を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。

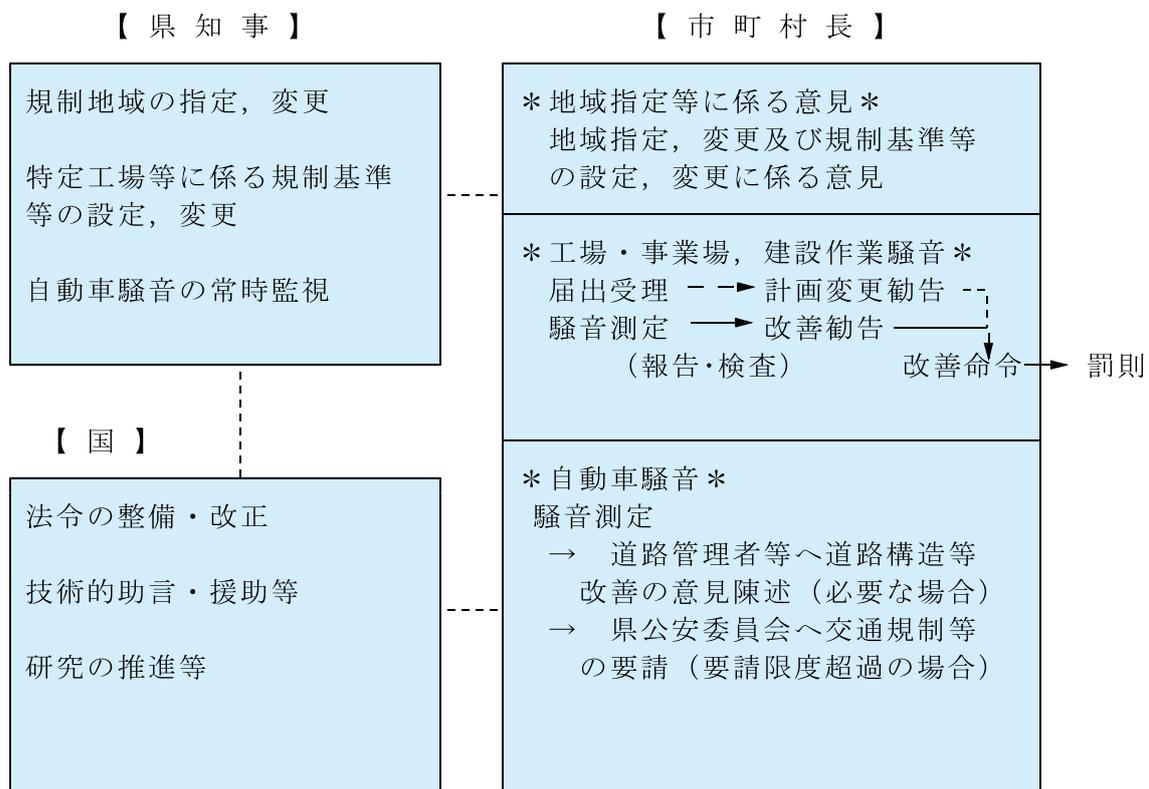
県知事は、規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行います。

なお、昭和58年度までに、県内全市町村について規制地域等の指定がなされています。

市町村長は、届出の審査及び受理、騒音測定、立入検査、改善勧告及び命令、自動車騒音の測定に基づく県公安委員会への要請及び道路管理者等への意見陳述等を行います。

なお、鹿児島市については、平成8年に中核市になって以降、県知事の役割業務も同市長が行っています。また、薩摩川内市については平成18年4月から、鹿屋市及び霧島市については平成19年4月から、奄美市については平成23年4月から権限移譲により県知事の役割業務も同市長が行っています。（図3-41）（資料編10-（7）（8）（9）（10）（11））

図3-41 騒音規制法の体系



ア 工場・事業場騒音

県内の指定地域内の特定工場等の数は、平成23年度末で1,612工場です。指定地域内の特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、市町村長は、特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損われると認められる場合は、勧告、命令等を行います。また、苦情に基づく立入検査の際、騒音防止に関する行政指導を行っています。

騒音の防止については、事業者の騒音対策に関する知識の向上を図るとともに、施設の改善及び適正配置等の発生源対策並びに住居及び工場等の分離の推進等都市計画

に基づく土地利用面における対策等を図ることが必要です。

(表3-92, 資料編10-(7)(11))

表3-92 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成24年3月末現在)

施設の 種類	1 金属 加工 機械	2 空気 圧縮 機等	3 土石 用破 砕機 等	4 織 機	5 建設 用資 材製 造機 械	6 穀物 用製 粉機	7 木材 加工 機械	8 抄紙 機	9 印刷 機械	10 合成 樹脂 射出 成形 機	11 鋳型 造型 機	計
施設数	791	5,724	641	562	131	5	442	9	432	132	23	8,892
工場数	127	935	122	28	86	3	170	2	124	13	2	1,612

イ 建設作業騒音

建設作業騒音の防止については、施工者側の防止対策に対する十分な配慮が効果的であるため、付近住民に対する事前説明の実施、代替工法の採用等の対策が必要です。

(表3-93, 資料編10-(8))

表3-93 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況 (平成23年度)

作業の 種類	くい打 機等 を使用 する 作業	びょう 打機 を使用 する 作業	さく岩 機を 使用 する 作業	空気圧 縮機 を 使用 する 作業	コン クリ ート プラ ント 等 を 設 け て 行 う 作 業	バック ホ を 使 用 す る 作 業	トラ クタ ー ショ ベル を 使 用 す る 作 業	ブル ドー ザー を 使 用 す る 作 業	計
届出数	61	0	334	38	7	43	4	16	503

ウ 自動車騒音

自動車騒音については、交通量の増大により幹線道路沿いにおいて、定常的に騒音が発生します。本県の自動車台数は、約132万台(平成24年3月末)です。その約半数が市部で占められ、さらにその約半数が鹿児島市に集中しています。

騒音規制法の指定地域内における自動車騒音が、要請限度を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、市町村長は、公安委員会に対し、交通規制等の措置を要請します。

自動車騒音の防止対策としては、信号機の設置、自動車等の通行禁止等の交通規制、最高速度の制限等の道路交通法の規定による措置とともに、道路部分の舗装の改良、立体交差化、緑地帯の拡大等構造の改善を図る必要があります。(資料編10-(9))

② 県公害防止条例による規制

県公害防止条例は、法で規制する特定施設のほかに、冷凍機に付随した圧縮機、コンクリートブロックマシン等の特定施設による騒音、飲食店等の深夜営業騒音、拡声機騒音等について規制しています。

特に、深夜営業騒音については、カラオケ騒音に代表される飲食店等における騒音に対する苦情が増加し、規制を求める世論が高まってきたことから、昭和56年12月県公害防止条例の改正を行い、飲食店営業等に係る音量規制及び音響機器の使用制限を定めています。このうち、音量規制については、昭和57年6月から騒音規制法の指定地域内において規制を実施しています。一方、音響機器の使用制限については、18市8町の都市